

[記 載 説 明]

1. 印は都道府県において記入する。
2. 調査年月日は、調査票に記載する時点を記入する。
3. 2ヵ所以上の整備施設の標識掲示承認申請を行う場合は、それぞれの整備事業場ごとに調査票を作成する。
4. 整備に従事する従業員数について、販売業務など他の業務を兼務する場合であっても、実際に整備関係業務を行う者については、整備に従事する従業員数に加えること。
5. 整備に従事する従業員内訳において、所有資格名は、2級自動車整備士（ガソリンエンジンおよびシャーシ）、3級自動車整備士（ディーゼルエンジン）、全農農業機械技術指導士、全農農業機械指導技師、会社認定整備士などが例である。
6. 整備に従事する従業員内訳の研修経歴は、他の研修機関においておおよそ1年以上の研修を受けた場合その研修場所と研修名を記入する。
7. 整備に従事する従業員欄中の、中、大型農機に対する整備経験年数は、耕うん機等の小型機械のみの整備経験年数は含まれないので注意すること。
8. 建物の内訳欄中の屋内現車作業場は、機械本体が据えられてそのまわりで作業をする現車作業面積で、車輛通路を兼用する場合は、それを含めてよい。
分解品整備場等のうち（1）の分解品整備場は、整備機械が据えられて、これによって分解品を整備する専用スペースのことである。（2）の板金・鍛冶作業場および（3）の塗装場はそれぞれ専用としてスペースを設けている場合に記入する。
車体検査場は、平坦に舗装され、整備完成検査専用用いる場所がある場合に記入する。
その他は、専用車輛通路、部品庫、工具保管庫、事務室、製品倉庫等が含まれる。
9. 車輛置場としては、製品倉庫を含めないこと。屋内車輛置場は簡単な屋根を設けたものもこれに含めてよい。屋外作業場は、車輛置場に含める（洗車、走行点検等に用いる屋外の作業場がこれに含まれる）。
これについてこの欄の備考欄に簡単に説明を加えること。
10. 機械設備は、左側に設備基準に示されている機械設備をのせているが、これ以外に保有しているものについても右側のその他の品名のところに記入すること。
規格欄に数字などが入っている品目は、それに該当するものを左側に、示された規格以外のものは右側に記入する。
11. 移動整備車の構造とは、動力取出、車台の改造等移動整備車として特殊な構造装備を有している場合に記入する。
12. 管理内容は、様式に従い、整備事業場において行われているを簡明に記載する。
13. 全体を通じ、記載欄が不足する場合は、その部分をつぎ足して記入すること。
また、できる限りの次の書類を添付すること。
(1) 整備事業場の配置図（各作業部署、作業場の寸法、主要機械の配置が分かるもの）
(2) 最近1年間の整備実績

